様式第２号（第６条関係）

　第　　号

被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業補助金交付決定通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　申請者 | 住　　　　　所氏名又は団体名及び代表者氏名 | 　　　　　　　　様 |

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました出雲市被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、出雲市被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

年　　月　　日

出雲市長　　　　　　　印

記

１　補助事業の区分

２　交付金額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　補助の条件

（１）事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。

（２）事業を休止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けてください。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の施設設備、機械及び器具備品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている耐用年数を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなりません。

（５）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあります。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、事業者は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

（７）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後５年間保管してください。

（８）この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはなりません。

（９）事業者が前各号の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあります。